

事業者並びに静岡県農業団体健康保険組合が

共同で実施する各種健康診断事業の公表について

静岡県農業団体健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用—については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。健康保険組合では、各種健康診断事業について、事業者と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理部署について、次のように公表いたします。

1. 事業者との各種健康診断事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業者とともに、各種健康診断事業を共同実施しています。

2. 共同利用する健診データ項目について

○一般健康診断(特定健康診査含む)

・問診、身体計測、視力、聴力、胸部X線間接、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図、眼底検査(39才以上)

○節目人間ドック

・生理検査、X線他、生化学検査、血液学検査、血清学検査、尿検査、便検査、喀痰細胞診、身体計測、問診・診療、直腸診、子宮検査、乳房検査、前立腺検査

○脳ドック

・問診、血圧測定、MRI、MRA

○がん検診

・胃、大腸がん、乳がん(超音波検査・乳房X線撮影)、子宮がん、前立腺がん

○肝炎検診(HBS抗原、HCV抗体)

○骨密度検査(超音波法)

○採用時健診

・問診、身体計測、視力、聴力、胸部X線間接、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図

○上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項、精密検査結果

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・各事業所 労働安全衛生担当部署
- ・静岡県農業団体健康保険組合 保健事業部

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

・事業者においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、静岡県農業団体健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、受診医療機関の判定に基づき、医療機関又は健保組合保健師による健康相談、保健指導を実施します。

・静岡県農業団体健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、事業者とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、各事業所労働安全衛生担当部署及び健保組合のコンピューターにデータ保存し、保健師による健康相談、保健指導を実施します。また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基に階層化し、特定保健指導を行います。

5. 健診データの管理責任者(もしくは名称)について

健診データの管理責任者は、各事業所労働安全衛生担当部署と、静岡県農業団体健康保険組合保健事業部です。

6. お問い合わせ先

この件について、お問合せのある方は、下記にご連絡ください。

静岡県農業団体健康保険組合 保健事業部

TEL 054-282-1416